

# 町の掲示板

## 6月の納税

町・県民税・1期分  
軽自動車税・全期分  
国民健康保険・1期分

## 町の人口

人口

2万6385人(+3)

男性:1万2873人(-1) 女性:1万3512人(+4)

世帯数

10,015戸(+11)

平成23年4月30日現在 ( ) =前月比

## 子ども教育課

☎932-1459 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線245)

### 小・中学生の就学援助申請の受け付けについて

就学援助は、経済的な理由で就学が困難な児童や生徒の保護者に、学用品費や給食費などの一部を援助する制度です。対象は、生活保護（教育扶助）に準ずる程度に経済的に困っている世帯です。**(生活保護(教育扶助)受給者は対象になりません)**

前年度の所得などによって審査を行い、援助が必要と認められた場合は、4月から1年間援助を受けることができます。

※5月下旬にお子さんを通じてお知らせのプリントを配布しています。申請される場合は、役場2階子ども教育課へお越しください。

※これまでに援助を受けた世帯も、**毎年申請をしないと就学援助を受けることができません**のご注意ください。

#### ▶受け付け期間

6月24日(金)まで 8時30分～17時15分(土・日曜日は除く)

※15日(水)のみ夜間役場のため20時まで

#### ▶申請に必要なもの

印鑑、校納金振替口座の通帳

#### ▶提出書類

- ・就学援助申請書(子ども教育課窓口で記入)
- ・所得証明書(平成23年1月2日以降須恵町に転入した世帯のみ:18歳以上の人全員分)
- ・遺族年金・障害年金の証書など(該当者のみ)

## まちづくり課

☎932-1153 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線344)

### 自立を目指す女性のための就労応援パソコン講座

あすばるでは、様々な理由で経済的に困難な状況を抱える女性のためのパソコン講座を開催します。パソコンの基本操作から、ワードを使ったビジネス文書の作り方やエクセルを使った簡単な表計算ができるまでの実践的なプログラムです。

#### ▶日にち

平日コース…7月1日(金)、5日(火)、8日(金)、12日(火)、15日(金)

休日コース…8月20日(土)、21日(日)、27日(土)

▶会場 クローバープラザ4F OALーム(春日市原町3の1の7)

▶参加費 無料

▶対象 母子家庭、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費補助者など、その他これに準ずる経済的に困難な状況の女性

▶託児あり(6月24日までに要予約、一人300円)

▶申込方法 電話・あすばるHPよりお申し込みください。(6月15日締切)

▶問合せ先 男女共同参画センターあすばる

☎584-1261

FAX 584-1262

<http://www.asubaru.or.jp/top.htm>

## 健康福祉課

☎932-1493 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線152)

### あすなろ猫(飼い主のいない猫)の不妊、去勢手術支援事業のご案内

(社)福岡県獣医師会小動物部会福岡地区部会は、殺処分される不幸な猫を減らすこと、また飼い主のいない猫との共生を目指す地域猫活動の支援を目的として、飼い主のいない猫の不妊、去勢手術の支援事業を平成23年12月まで実施します。

個人負担の手術費用は、メス1頭10,500円、オス1頭5,250円です。手術予定頭数は、糟屋郡内50頭で、予定頭数になり次第終了します。

この支援事業には対象と要件がありますので、手術実施にあたっては、必ず事前の手続きが必要です。

詳細は、下記動物病院にお問合せください。

●リヴ動物病院 ☎933-0686

なお、上記以外の糟屋郡内の動物病院においても支援事業を行なっています。対応病院については、お手数ですが直接、各動物病院にお問合わせください。

## 健康福祉課

☎932-1493 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線150)

### 子どもの人権110番強化週間

6月27日(月)から7月3日(日)までの1週間

は、「子どもの人権110番強化週間」として、「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、子どもに関する人権問題の相談を受け付ける相談電話を設置します。

時間は、6月27日(月)から7月1日(金)までは、8時30分から19時まで、2日(土)と3日(日)は、10時から17時までです。

法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されますので、ぜひお気軽にお電話ください。

▶問合せ先 福岡法務局・福岡県人権擁護委員連合会 ☎0120-007-110

## 税務課

☎932-1495 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線131)

### 県町民税の公的年金からの特別徴収が始まります

公的年金からの特別徴収(以下「年金特徴」と言います。)とは、公的年金にかかる町県民税を年金から天引きする制度です。須恵町では平成23年度から開始します。

#### ▶対象者

次の1～4のすべてに該当する人です。

1. その年の4月1日現在において満65歳以上の人
2. 公的年金などにかかる所得に対して町県民税が課税されている人
3. 年額18万円以上の公的年金を受給している人
4. 須恵町(福岡県介護保険広域連合)で介護保険料を天引きされている人

ただし、年金の支給停止や税額の変更、町外へ転出された人については年金特徴が中止となり納付書での支払へ変更となります。

#### ▶年金特徴の開始に伴い納付方法が変更になります。

#### <平成23年度は>

年税額の半分を6・8月に納付書で納めていただき、残りの半分を10・12月・平成24年2月に年金から天引きします。

#### <平成24年度継続して該当する人は>

4・6・8月に23年度の年税額の年税額6分の1ずつを天引き(仮徴収)します。また、10月、12月、平成24年2月は平成24年度の年税額から4・6・8月の天引き分を差し引いて天引き(本徴収)します。

## 健康福祉課

☎932-1493 (ダイヤルイン) ☎932-1151 (内線150)

内閣総理大臣名の書状を贈呈します。請求期限が2年延長され、平成25年3月31日までになりました。

先の大戦において、外地など(事変地の区域または戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された、旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の人(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご苦労に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

詳しくはお問合せ先までご連絡ください。

▶問合せ先 総務省大臣官房総務課管理室 業務担当(東京都千代田区霞が関2の1の2)

☎03-5253-8182

FAX 03-5253-5190